

美里町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

（趣旨）

第1条 この告示は、町内の飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上及び町民の快適な生活環境の維持を図るために公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 飼い主が不明な猫をいう。
- (3) さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (4) 地域猫活動 住民又はボランティアグループが、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施して、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- (5) 不妊手術 去勢手術又は不妊手術をいう。
- (6) 多頭飼育崩壊現場 猫を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼育の方法による異常繁殖の末に猫の飼育が不可能となった現場をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、町内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、かつ、地域猫活動を行うことができる者
- (2) 町内の多頭飼育崩壊現場の猫に不妊手術を施し、かつ、その後の適正な管理ができると町長が認める者

（交付対象外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる猫に対してチケットを利用しようとする者は、チケットの交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫（多頭飼育崩壊現場の飼い猫を除く。）
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

（交付申請）

第5条 チケットの交付を受けようとする者は、不妊手術を実施する前に、さく

らねこ無料不妊手術チケット申請書（様式第1号）を町長に申請するものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（返還等）

第7条 町長は、前条の規定によりチケットの交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付取消し及びチケット返還通知書（様式第3号）により通知し、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第8条 チケットを利用した者は、不妊手術を施した後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）により町長に報告するとともに、利用しなかったチケットを速やかに返還するものとする。

（免責）

第9条 町長は、この告示の規定により交付されたチケットを利用して行った不妊手術に関連して生じた事故、係争等について、一切の責任を負わないものとする。

（捕獲器の貸出）

第10条 町長は、チケットの交付を受けようとする者に対し、捕獲機を貸出することができるものとする。

2 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、さくらねこ用捕獲器貸出申請書（様式第5号）を提出するものとする。

3 捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器の設置は借受人の自宅又は設置する場所の管理者の同意を得た場所とし、捕獲器を設置している間、その場所から離れないその他適切な管理をすること。この場合において、捕獲器を設置する場所は、町内に限るものとする。
- (2) 飼い主のいない猫をさくらねこにするための捕獲以外の用途に使用しないこと。
- (3) 動物虐待となるような使い方は決してしないこと。

- (4) 飼い主のいない猫以外の動物を誤って捕獲した時には、直ちに放獣すること。
 - (5) 捕獲器を清掃して返却すること。
 - (6) 捕獲器の故障を発見した場合は、直ちに報告及び返却すること。
 - (7) 捕獲器の使用により借受人が被った被害及び借受人が第三者に与えた損害に関してその責任を負うこと。
 - (8) 捕獲器を第三者に転貸しないこと。
 - (9) 捕獲器を必要としなくなったとき、貸出期間が経過したとき又は貸出しを取り消されたときは、速やかに捕獲器を返却すること。
 - (10) 捕獲器の設置に必要なものは、借受人が負担すること。
- 4 捕獲器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して14日以内とする。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 5 捕獲器の貸出数量は、1基とする。
- 6 捕獲器の貸出は、無料とする。
- 7 町長は、次の各号に該当するときは、捕獲器の貸出しを取り消すことができる。
- (1) 借受人が第3項の規定を遵守していないと認めるとき。
 - (2) 借受人が捕獲器を適正に管理していないと認めるとき。
- 8 借受人は、借受人の責めに帰すべき理由により捕獲器を損傷し、又は紛失したときは、当該損傷又は捕獲器相当の額を弁償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。